

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成27年7月24日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内75番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 八幡市 市長 堀口 文昭 電話 075-983-1111					
主たる業種	地方公務	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの導入により、省エネ、省資源を図り、4%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする環境政策推進本部を設置し、KES・環境マネジメントシステム・ステップ1(平成23年1月1日取得、市の機関が行うすべての事務・事業の適用)の運用、管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,169.9 トン	4,046.8 トン	トン	トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,176.2 トン	4,046.8 トン	トン	トン	-3.1 パーセント	
実績に対する自己評価		本庁舎を始め、出先機関を含め省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	市役所本庁舎(水道部局含む)	事業活動に伴う排出の量(建物床面積)	4.29	4.16			-3.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
実績に対する自己評価		本庁舎を始め、出先機関を含め省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 セント	100.0 セント	セント	セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	本庁舎、別館、分庁舎内において空調設備更新時に高効率のものを設置。また庁舎内照明を順次LEDダウンライトへ改修。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	市環境マネジメントシステム運用に伴い、年に12回以上各自で「ノーマイカーデー」を設け、マイカー通勤を自粛し、公共交通機関の利用や自転車通勤等を実施する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ノーマイカーデーの取組みを平成15年から実施しており、各職員に浸透している。しかし出先機関においては通勤事情により実施できない場合もあるが、夏休み中に実施するなど独自で工夫している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内保育・幼稚園で大型紙芝居を用いた環境学習を実施。また平成19年度からゴーヤによる「緑のつどいガーデニング講習会」を行い、多くの市民にグリーンカーテンづくりを広めている。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。